平成２１年（フ）第９４４号
高知市薊野西町３丁目２番２号
破産者　株式会社島内建設
1　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
2　一般調査期日　平成22年３月24日午前10時30分
平成22年１月８日　　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１９号
京都市右京区嵯峨折戸町24番地
破産者　有限会社ジヨイ木村
1　破産債権の届出期間　平成22年２月10日まで
2　一般調査期日　平成22年３月２日午前10時
平成22年１月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
京都市右京区嵯峨野芝野町10番地45
破産者　木村　保子
1　破産債権の届出期間　平成22年２月10日まで
2　一般調査期日　平成22年３月２日午前10時
平成22年１月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９２０８号
大阪府門真市大橋町23番６号
破産者　森　　俊夫
1　破産債権の届出期間　平成22年２月10日まで
2　一般調査期日　平成22年３月15日午後３時30分
平成22年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５４８号
埼玉県本庄市今井544番地１
破産者　有限会社ケーズ・エンジニアリング
1　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
2　一般調査期日　平成22年３月16日午後４時
平成22年１月８日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第７１２７号
大阪市中央区南船場２丁目３番６号北辰大阪ビル８階
破産者　株式会社ジェペック
1　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
2　一般調査期日　平成22年４月12日午後３時30分
平成22年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２９２号
大阪市中央区北浜３丁目５番29号日本生命淀屋橋ビル７Ｆ
破産者　高分子株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
2　一般調査期日　平成22年４月20日午前10時
平成22年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２０年（フ）第２００５５号
東京都渋谷区代々木５丁目49番11号
破産者　株式会社港北地所
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午前10時
平成22年１月５日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１１７号
宮崎県日向市大字富高7077番地１
破産者　海野　澄子
異議申述期間　平成22年３月８日まで
平成22年１月８日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第３６４号
宮崎県延岡市古城町４丁目146番地
破産者　ミツセ建設有限会社
異議申述期間　平成22年３月８日まで
平成22年１月８日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８２００・８５８８号
東京都渋谷区円山町９番５号　ランドレジデンス渋谷303号
破産者　大島　健伸
免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
平成22年１月４日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２１年（フ）第８２００・８５８８号
東京都渋谷区円山町９番５号　ランドレジデンス渋谷303号
破産者　大島　健伸
審尋期日　平成22年３月17日午前10時
平成22年１月４日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２００１号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目２番２号
清算株式会社　株式会社アイタックシステムズ
代表清算人　井上　　清
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１３４号
東京都渋谷区円山町23番２号
清算株式会社　株式会社イクイップル
代表清算人　岡田　　悉
1　決定年月日　平成22年１月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１号
新潟県長岡市千手１丁目９番１号
清算株式会社　株式会社長岡クリエート
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所長岡支部

平成２１年（ヒ）第２６号
福岡市中央区草香江１丁目７番16号
清算株式会社　株式会社ファームジャパン
1　決定年月日　平成22年１月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（ヒ）第１号
長崎市大橋町19番７号
清算株式会社　株式会社豊泰
1　決定年月日　平成22年１月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所

包括的禁止命令

平成１８年（再）第１３３号
愛知県一宮市下川田町１丁目８番地
再生債務者　井上インテリア株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年１月５日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号
群馬県高崎市小八木町2035番地４
再生債務者　株式会社商建
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座３丁目11番18号真帆ビル５階　笠井総合法律事務所　弁護士　笠井　直人
平成22年１月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第２号
東京都台東区東上野１丁目26番８号
再生債務者　株式会社一夢堂
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区赤坂２丁目11―３福田ビルウエスト３階　片山・田中法律事務所　弁護士　片山　卓朗
平成22年１月５日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第２８５号
東京都台東区柳橋２丁目１番９号
再生債務者　株式会社カズ、ニジュウイチ
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月29日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年３月５日から平成22年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部